

平成25年度
包括外部監査結果に対する
措置等対応状況報告書

平成28年10月
北海道伊達市

平成25年度包括外部監査結果報告書における指摘事項等の措置等対応状況一覧
 <テーマ>伊達市の資産管理・運営について

包括外部監査結果報告書				措置等対応状況							
項 目	掲載 ページ	指摘	意見	H27年度下半期時点		→	H28年度上半期報告			所管部課	報告書個票 整理No.
				措置等の対応区分	対応の完了		措置等の対応区分	報告書の更新	対応の完了		
第2節 分析											
2. 伊達市の主要施設の現況											
(3) 公営住宅	21		○	措置済み	完了					建設部都市住宅課	意見1
(4) 学校	28		○	対応困難	完了					教育部学校教育課	意見2
(5) その他施設											
放課後児童クラブ	37		○	措置済み	完了					健康福祉部子育て支援課	意見3
宮尾登美子文学記念館	37		○	全庁改善検討			全庁改善検討			教育部生涯学習課	意見4
B & G 海洋センター	39		○	認識相違	完了					教育部生涯学習課	意見5
旧大滝村における集会施設	39		○	全庁改善検討			全庁改善検討			大滝総合支所地域振興課	意見6
(6) 水道	45		○	全庁改善検討			全庁改善検討	有り		建設部水道課	意見7
3. 伊達市施設の更新に向けた課題											
(2) 今後の更新投資額の推計	56		○	全庁改善検討			全庁改善検討			建設部建設課	意見8
第3節 監査対象の検討											
II. 債権											
(4) 債権管理	63		○	全庁改善検討			対応困難	有り	完了	企画財政部財政課	意見9
(5) 私債権の管理条例	65		○	個別改善検討			全庁改善検討	有り		建設部都市住宅課	意見10
II-2. 貸付金											
II-2-1 アイヌ住宅新築等貸付金											
(2) 管理状況											
3) 回収	67		○	個別改善検討			個別改善検討			健康福祉部社会福祉課	意見11
4) 未収金の管理	68		○	個別改善検討			個別改善検討			健康福祉部社会福祉課	意見12
5) 時効	68		○	個別改善検討			個別改善検討			健康福祉部社会福祉課	意見13
6) 対象住居	69		○	個別改善検討			個別改善検討			健康福祉部社会福祉課	意見14
II-2-2 伊達赤十字病院貸付金	71		○	措置済み	完了					健康福祉部健康推進課	意見15
II-2-3 伊達市水洗便所改造等貸付金											
(2) 管理状況											
1) 融資手続き	72		○	措置済み	完了					建設部下水道課	意見16
2) 回収	72		○	措置済み	完了					建設部下水道課	意見17
II-3. 未収入金											
II-3-1 道路占有料、河川及び堤防敷地使用料											
(2) 管理状況											
2) 滞納繰越	74		○	措置済み	完了					建設部建設課	指摘1
	74		○	個別改善検討			個別改善検討	有り		建設部建設課	指摘2
II-3-2 温泉使用料											
(2) 管理状況	75		○	個別改善検討			個別改善検討			建設部水道課	意見18

包括外部監査結果報告書				措置等対応状況							
項 目	掲載ページ	指摘	意見	H27年度下半期時点		→	H28年度上半期報告			所管部課	報告書個票整理No.
				措置等の対応区分	対応の完了		措置等の対応区分	報告書の更新	対応の完了		
Ⅲ. 有価証券											
2. 管理状況											
(2) 監査手続き 1	77		○	措置済み	完了					企画財政部財政課	意見19
	77	○		措置済み	完了					大滝総合支所地域振興課	指摘3
	77	○		措置済み	完了					大滝総合支所地域振興課	指摘4
(3) 監査手続き 2	77	○		措置済み	完了					経済環境部農務課	指摘5
	77		○	個別改善検討		個別改善検討				経済環境部農務課	意見20
	77		○	認識相違	完了					企画財政部財政課	意見21
3. 課題等											
(1) 管理規程	78		○	全庁改善検討		全庁改善検討				企画財政部財政課	意見22
(2) 役員への就任	78		○	全庁改善検討		全庁改善検討				企画財政部財政課	意見23
Ⅳ. 出資金等											
2. 管理状況											
(2) 監査手続き 1	80		○	措置済み	完了					企画財政部財政課	意見24
(3) 監査手続き 2	80		○	全庁改善検討		全庁改善検討				企画財政部財政課	意見25
3. 課題等											
(2) 役員への就任	81		○	全庁改善検討		全庁改善検討				企画財政部財政課	意見26
Ⅴ. 外郭団体											
2. 株式会社伊達観光物産公社											
(2) 計算書類	84		○	措置済み	完了					経済環境部商工観光課	意見27
	84		○	個別改善検討		認識相違	有り	完了		経済環境部商工観光課	意見28
	84		○	個別改善検討		認識相違	有り	完了		経済環境部商工観光課	意見29
	84	○		措置済み	完了					経済環境部商工観光課	指摘6
(3) 観光物産館の管理状況	85	○		措置済み	完了					経済環境部商工観光課	指摘7
	85		○	措置済み	完了					経済環境部商工観光課	意見30
	85	○		措置済み	完了					経済環境部商工観光課	指摘8
	86		○	措置済み	完了					経済環境部商工観光課	意見31
3. 伊達市土地開発公社											
(2) 運営											
1) 財務諸表	87	○		個別改善検討		措置済み	有り	完了		企画財政部財政課	指摘9
2) 借入金	87		○	認識相違	完了					企画財政部財政課	意見32
3) 基本財産及び預金	87		○	個別改善検討		個別改善検討				企画財政部財政課	意見33
5) 理事会	88		○	個別改善検討		個別改善検討				企画財政部財政課	意見34
6) 監事	89	○		措置済み	完了					企画財政部財政課	指摘10

包括外部監査結果報告書				措置等対応状況						
項 目	掲載 ページ	指摘	意見	H27年度下半期時点		H28年度上半期報告			所管部課	報告書個票 整理No.
				措置等の対応区分	対応の完了	措置等の対応区分	報告書の更新	対応の完了		
VI. 基金										
(3) 管理状況										
2) 運用	92		○	措置済み	完了				企画財政部財政課	意見35
3) 取崩し	92		○	全庁改善検討		全庁改善検討	有り		企画財政部財政課	意見36
4) 記帳	92		○	措置済み	完了				企画財政部財政課	意見37
(4) 個別の基金										
VI-7. 伊達市大滝区振興基金										
①レイクカウチン中学生派遣事業	96		○	措置済み	完了				大滝総合支所地域振興課	意見38
②いきいきデザイナー事業	97		○	個別改善検討		個別改善検討			大滝総合支所地域振興課	意見39
VI-8. だて食の物語基金	98		○	個別改善検討		個別改善検討			企画財政部企画課	意見40
VI-9. 伊達市福祉基金	99		○	個別改善検討		個別改善検討	有り		健康福祉部高齢福祉課	意見41
VI-10. 養護老人ホーム福祉基金	99		○	個別改善検討		個別改善検討	有り		健康福祉部高齢福祉課	意見42
VI-11. 伊達市産業振興基金	100		○	措置済み	完了				経済環境部農務課	意見43
VI-12. 伊達市漁業振興基金	100		○	個別改善検討		個別改善検討			経済環境部水産林務課	意見44
VI-13. 伊達市運動公園推進基金	101		○	措置済み	完了				建設部都市住宅課	意見45
VI-19. 伊達市スポーツ振興基金	104		○	措置済み	完了				教育部生涯学習課	意見46
VI-22. 伊達市介護給付費準備基金	107	○		措置済み	完了				健康福祉部高齢福祉課	指摘11
	107		○	全庁改善検討		全庁改善検討			健康福祉部高齢福祉課	意見47
VI-23. 伊達市土地開発基金	108		○	認識相違	完了				企画財政部財政課	意見48
VII. 財産の貸与										
3. 伊達市の事例検討										
(2) 契約	112		○	全庁改善検討		措置済み	有り	完了	企画財政部財政課	意見49
(3) 譲渡の検討	112		○	全庁改善検討		全庁改善検討			企画財政部財政課	意見50
4. 個別の貸付										
VII-1. ワークブラザ										
(3) 課題等	113		○	措置済み	完了				経済環境部商工観光課	意見51
VII-2. 胆振西部隔離病舎										
(2) 使用状況等	113		○	全庁改善検討		全庁改善検討			企画財政部財政課	意見52
(3) 課題等	114		○	措置済み	完了				健康福祉部健康推進課	意見53
VII-4. 福祉会館等										
(2) 使用状況等	115	○		全庁改善検討		措置済み	有り	完了	企画財政部財政課	指摘12
	115		○	全庁改善検討		全庁改善検討			企画財政部財政課	意見54
	115		○	個別改善検討		個別改善検討			総務部総務課	意見55
(3) 課題等	115		○	個別改善検討		個別改善検討			総務部総務課	意見56
VII-5. 大滝民間借地	116		○	個別改善検討		個別改善検討			大滝総合支所地域振興課	意見57

包括外部監査結果報告書				措置等対応状況							
項 目	掲載ページ	指摘	意見	H27年度下半期時点		→	H28年度上半期報告			所管部課	報告書個票整理No.
				措置等の対応区分	対応の完了		措置等の対応区分	報告書の更新	対応の完了		
VII-6. 水産産業用施設											
(2) 使用状況等	118		○	措置済み	完了					経済環境部水産林務課	意見58
	118	○		措置済み	完了					経済環境部水産林務課	指摘13
	118		○	措置済み	完了					経済環境部水産林務課	意見59
	118		○	措置済み	完了					経済環境部水産林務課	意見60
(3) 課題等	119		○	措置済み	完了					経済環境部水産林務課	意見61
VII-7. 地熱きのこセンター											
(2) 使用状況等	120	○		措置済み	完了					大滝総合支所地域振興課	指摘14
(3) 課題等	121		○	措置済み	完了					大滝総合支所地域振興課	意見62
5. 行政財産の目的外使用	123		○	全庁改善検討						企画財政部財政課	意見63
VIII. 用地取得											
(3) 伊達市土地開発公社											
3) 市から購入依頼された土地	126	○		全庁改善検討						企画財政部財政課	指摘15
	126		○	全庁改善検討						企画財政部財政課	意見64
4) 保有土地											
②A. 道営住宅建設用地	127	○		全庁改善検討						企画財政部財政課	指摘16
	127		○	全庁改善検討						企画財政部財政課	意見65
	127		○	全庁改善検討						企画財政部財政課	意見66
	127		○	全庁改善検討						企画財政部財政課	意見67
③B. 泉の沢公園用地	128	○		個別改善検討						企画財政部財政課	指摘17
	128		○	全庁改善検討						企画財政部財政課	意見68
	128	○		認識相違	完了					企画財政部財政課	指摘18
④C. 福祉施設用地、D. 街路事業	129	○		個別改善検討						企画財政部財政課	指摘19
⑤E. 長和工業団地	129	○		個別改善検討						企画財政部財政課	指摘20
⑥F. 街路事業代替地	129		○	全庁改善検討						企画財政部財政課	意見69
(4) 土地開発基金	131		○	全庁改善検討						企画財政部財政課	意見70
	131		○	全庁改善検討						企画財政部財政課	意見71
(5) 公共用地先行取得特別会計	133		○	全庁改善検討						企画財政部財政課	意見72
(6) 遊休土地及び低利用土地の管理	133		○	全庁改善検討						企画財政部財政課	意見73

包括外部監査結果報告書				措置等対応状況						
項 目	掲載 ページ	指摘	意見	H27年度下半期時点		H28年度上半期報告			所管部課	報告書個票 整理No.
				措置等の対応区分	対応の完了	措置等の対応区分	報告書の更新	対応の完了		
IX. 備品										
3. 検証手続										
(1) 備品簿										
指摘事項A	134	○		全庁改善検討		全庁改善検討			企画財政部財政課	指摘21
指摘事項B	135	○		全庁改善検討		全庁改善検討			企画財政部財政課	指摘22
指摘事項C	135	○		措置済み	完了				企画財政部財政課	指摘23
意見C	135		○	措置済み	完了				企画財政部財政課	意見74
意見D	135		○	認識相違	完了				企画財政部財政課	意見75
意見E	135		○	個別改善検討		個別改善検討	有り		教育部学校教育課	意見76
指摘事項F	135	○		全庁改善検討		全庁改善検討			企画財政部財政課	指摘24
意見G	136		○	措置済み	完了				企画財政部財政課	意見77
意見H	136		○	措置済み	完了				企画財政部財政課	意見78
意見I	136		○	措置済み	完了				企画財政部財政課	意見79
(2) 重要備品	136		○	全庁改善検討		措置済み	有り	完了	企画財政部財政課	意見80
4. 課題等	137		○	措置済み	完了				企画財政部財政課	意見81
X. 施設										
2. 指定管理者制度										
(5) 検討ポイント										
2) 審査	141		○	措置済み	完了				総務部職員法制課	意見82
	141		○	措置済み	完了				総務部職員法制課	意見83
3) 評価基準	141		○	措置済み	完了				総務部職員法制課	意見84
	141		○	措置済み	完了				総務部職員法制課	意見85
8) 事後評価	142		○	措置済み	完了				総務部職員法制課	意見86
3. 個別の施設										
X-3-1 伊達市消防・防災センター										
(3) 使用状況等	145		○	個別改善検討		個別改善検討			総務部総務課	意見87
	145		○	全庁改善検討		全庁改善検討			企画財政部財政課	意見88
	146		○	個別改善検討		個別改善検討			総務部総務課	意見89
(4) 課題等	147		○	個別改善検討		個別改善検討			総務部総務課	意見90
X-3-2 伊達市防災備蓄センター										
(3) 課題等	148		○	個別改善検討		個別改善検討			総務部総務課	意見91
X-3-3 職員住宅・教職員住宅										
(2) 使用状況等	150		○	個別改善検討		措置済み	有り	完了	総務部職員法制課、教育部学校教育課	意見92
(3) 検討	150		○	個別改善検討		個別改善検討	有り		総務部職員法制課、教育部学校教育課	意見93
	150		○	個別改善検討		措置済み	有り	完了	総務部職員法制課	意見94

包括外部監査結果報告書				措置等対応状況						
項 目	掲載ページ	指摘	意見	H27年度下半期時点		H28年度上半期報告			所管部課	報告書個票整理No.
				措置等の対応区分	対応の完了	措置等の対応区分	報告書の更新	対応の完了		
4. 公の施設										
X-4-1 墓地										
(2) 使用状況等	152		○	個別改善検討		個別改善検討			経済環境部環境衛生課	意見95
	153		○	個別改善検討		個別改善検討			経済環境部環境衛生課	意見96
(3) 課題等	154		○	認識相違	完了				経済環境部環境衛生課	意見97
	154		○	個別改善検討		措置済み	有り	完了	経済環境部環境衛生課	意見98
X-4-2 火葬場										
(3) 使用状況等	157		○	措置済み	完了				経済環境部環境衛生課	意見99
	157		○	個別改善検討		個別改善検討			経済環境部環境衛生課	意見100
	157		○	措置済み	完了				経済環境部環境衛生課	意見101
	158	○		対応困難	完了				経済環境部環境衛生課	指摘25
	158		○	個別改善検討		措置済み	有り	完了	経済環境部環境衛生課	意見102
(4) 課題等	159		○	個別改善検討		個別改善検討			経済環境部環境衛生課	意見103
	159		○	個別改善検討		個別改善検討			経済環境部環境衛生課	意見104
X-4-3 有珠生活館										
(2) 使用状況等	161	○		措置済み	完了				健康福祉部社会福祉課	指摘26
(3) 課題等	162		○	個別改善検討		個別改善検討			健康福祉部社会福祉課	意見105
X-4-4 放課後児童クラブ										
(2) 使用状況等	163		○	措置済み	完了				健康福祉部子育て支援課	意見106
	164		○	措置済み	完了				健康福祉部子育て支援課	意見107
(3) 課題等	164		○	措置済み	完了				健康福祉部子育て支援課	意見108
X-4-5 旭町児童館・地域交流館										
(2) 使用状況等	166	○		措置済み	完了				健康福祉部子育て支援課	指摘27
	166		○	措置済み	完了				健康福祉部子育て支援課	意見109
(3) 課題等	167		○	措置済み	完了				健康福祉部子育て支援課	意見110
X-4-6 伊達市養護老人ホーム(潮香園)										
(2) 使用状況等	168	○		個別改善検討		認識相違	有り	完了	健康福祉部高齢福祉課	指摘28
	168		○	個別改善検討		措置済み	有り	完了	健康福祉部高齢福祉課	意見111
	169		○	認識相違	完了				健康福祉部高齢福祉課	意見112
	169		○	措置済み	完了				健康福祉部高齢福祉課	意見113
	170		○	対応困難	完了				健康福祉部高齢福祉課	意見114
(3) 課題等	170		○	認識相違	完了				健康福祉部高齢福祉課	意見115
X-4-8 弄月館										
(3) 課題等	174		○	対応困難	完了				経済環境部農務課	意見116

包括外部監査結果報告書					措置等対応状況						
項 目	掲載ページ	指摘	意見	H27年度下半期時点		→	H28年度上半期報告			所管部課	報告書個票整理No.
				措置等の対応区分	対応の完了		措置等の対応区分	報告書の更新	対応の完了		
X-4-9 伊達市堆肥センター											
(2) 使用状況等	175		○	認識相違	完了					経済環境部農務課	意見117
	175		○	個別改善検討		個別改善検討				経済環境部農務課	意見118
	175		○	措置済み	完了					経済環境部農務課	意見119
	175	○		措置済み	完了					経済環境部農務課	指摘29
	176		○	措置済み	完了					経済環境部農務課	意見120
(3) 課題等	176		○	個別改善検討		個別改善検討			経済環境部農務課	意見121	
X-4-10 市民農園											
(3) 課題等	179		○	個別改善検討		個別改善検討	有り			経済環境部農務課	意見122
X-4-11 公共牧野											
(3) 課題等	182		○	認識相違	完了					経済環境部農務課	意見123
X-4-12 木質ペレットプラント											
(2) 使用状況等	185	○		措置済み	完了					経済環境部水産林務課	指摘30
	185	○		措置済み	完了					経済環境部水産林務課	指摘31
	185		○	措置済み	完了					経済環境部水産林務課	意見124
	186	○		措置済み	完了					経済環境部水産林務課	指摘32
	186		○	措置済み	完了					経済環境部水産林務課	意見125
	186		○	措置済み	完了					経済環境部水産林務課	意見126
(3) 課題等	187		○	個別改善検討		個別改善検討			経済環境部水産林務課	意見127	
X-4-13 フィッシャリーナ（プレジャーボート用係留施設）											
(2) 使用状況等	189	○		措置済み	完了					経済環境部水産林務課	指摘33
	190		○	措置済み	完了					経済環境部水産林務課	意見128
	190		○	措置済み	完了					経済環境部水産林務課	意見129
(3) 課題等	190		○	措置済み	完了						
X-4-14 伊達市観光物産館											
(3) 課題等	191		○	個別改善検討		認識相違	有り	完了		経済環境部商工観光課	意見130
X-4-15 コミュニティセンター											
(3) 課題等	194		○	個別改善検討		措置済み	有り	完了		総務部総務課	意見131
5. 大滝の施設											
X-5-1 大滝ケーブルテレビ（公の施設）											
(2) 使用状況等	196		○	措置済み	完了					大滝総合支所地域振興課	意見132
	197		○	措置済み	完了					大滝総合支所地域振興課	意見133
	197		○	個別改善検討		個別改善検討	有り			大滝総合支所地域振興課	意見134
	198		○	個別改善検討		個別改善検討				大滝総合支所地域振興課	意見135
(3) 課題等	198		○	個別改善検討							
X-5-2 国際交流ゲストハウス（公の施設）											
(2) 使用状況等	199		○	措置済み	完了					教育部生涯学習課	意見136
X-5-3 大滝工芸館（公の施設）											
(2) 使用状況等	200	○		措置済み	完了					大滝総合支所地域振興課	指摘34
	200		○	措置済み	完了					大滝総合支所地域振興課	意見137
	201	○		措置済み	完了					大滝総合支所地域振興課	指摘35
	201		○	措置済み	完了					大滝総合支所地域振興課	意見138
(3) 課題等	202		○	措置済み	完了						

包括外部監査結果報告書				措置等対応状況						
項 目	掲載ページ	指摘	意見	H27年度下半期時点		H28年度上半期報告			所管部課	報告書個票整理No.
				措置等の対応区分	対応の完了	措置等の対応区分	報告書の更新	対応の完了		
6. 遊休施設										
X-6-1 新規漁業就業予定者住宅										
(4)課題等	204		○	措置済み	完了				経済環境部水産林務課	意見139
X-6-2 森林せせらぎ館(公の施設)										
(3)課題等	205		○	個別改善検討		個別改善検討	有り		大滝総合支所地域振興課	意見140
XI. 公園										
(1)管理状況										
2)修繕	208		○	措置済み	完了				建設部都市住宅課	意見141
3)遊具	209		○	措置済み	完了				建設部都市住宅課	意見142
5)台帳等										
①都市公園	209	○		措置済み	完了				建設部都市住宅課	指摘36
	209		○	措置済み	完了				建設部都市住宅課	意見143
③その他の公園	210		○	全庁改善検討		全庁改善検討			建設部都市住宅課	意見144
XII. 市営住宅										
1. 伊達市の公営住宅										
(2)管理戸数等	212		○	対応困難	完了				建設部都市住宅課	意見145
4. 市営住宅の運営										
	220		○	措置済み	完了				建設部都市住宅課	意見146
(1)相談・苦情	220		○	個別改善検討		個別改善検討	有り		建設部都市住宅課	意見147
	221		○	措置済み	完了				建設部都市住宅課	意見148
	221		○	措置済み	完了				建設部都市住宅課	意見149
(2)居住者に提出を求める書類	222	○		個別改善検討		個別改善検討	有り		建設部都市住宅課	指摘37
	222		○	個別改善検討		個別改善検討	有り		建設部都市住宅課	意見150
(3)共用部の管理	223		○	措置済み	完了				建設部都市住宅課	意見151
	224		○	対応困難	完了				建設部都市住宅課	意見152
5. 契約事務										
(1)修繕	226		○	個別改善検討		対応困難	有り	完了	建設部都市住宅課	意見153
6. 入居										
(1)入居資格	228		○	個別改善検討		措置済み	有り	完了	建設部都市住宅課	意見154
(3)公募手続の概要	232		○	措置済み	完了				建設部都市住宅課	意見155
(4)抽選手続きの検討										
2)入居方法の検証	233		○	対応困難	完了				建設部都市住宅課	意見156
	233		○	個別改善検討		措置済み	有り	完了	建設部都市住宅課	意見157
3)住み替え	234		○	対応困難	完了				建設部都市住宅課	意見158
	234		○	措置済み	完了				建設部都市住宅課	意見159
4)駅前団地建替入居	235		○	認識相違	完了				建設部都市住宅課	意見160
	235		○	措置済み	完了				建設部都市住宅課	意見161
6)大滝区	236		○	措置済み	完了				建設部都市住宅課	意見162
(5)入居手続き	236		○	個別改善検討		個別改善検討	有り		建設部都市住宅課	意見163
	236		○	個別改善検討		個別改善検討	有り		建設部都市住宅課	意見164

包括外部監査結果報告書				措置等対応状況							
項 目	掲載ページ	指摘	意見	H27年度下半期時点		→	H28年度上半期報告			所管部課	報告書個票整理No.
				措置等の対応区分	対応の完了		措置等の対応区分	報告書の更新	対応の完了		
7. 退去											
(2) 監査手続き	239		○	認識相違	完了					建設部都市住宅課	意見165
	239		○	措置済み	完了					建設部都市住宅課	意見166
	239		○	措置済み	完了					建設部都市住宅課	意見167
(3) 市からの明渡し請求による退去											
1) 類型	240		○	個別改善検討			個別改善検討	有り		建設部都市住宅課	意見168
	241		○	措置済み	完了					建設部都市住宅課	意見169
2) 退去命令による家賃の特例	241		○	措置済み	完了					建設部都市住宅課	意見170
8. 家賃（住宅使用料）											
(5) 利便性係数	246		○	個別改善検討			個別改善検討	有り		建設部都市住宅課	意見171
(6) 収入の把握	247		○	措置済み	完了					建設部都市住宅課	意見172
	247		○	認識相違	完了					建設部都市住宅課	意見173
9. 減額及び免除、支払猶予											
(2) 伊達市の執行状況	252		○	措置済み	完了					建設部都市住宅課	意見174
10. 滞納家賃徴収事務											
(4) 監査手続き	254		○	措置済み	完了					建設部都市住宅課	意見175
	254		○	個別改善検討			全庁改善検討	有り		建設部都市住宅課	意見176
11. 敷金・保証金											
(1) 敷金の性格											
①目的	255		○	認識相違	完了					建設部都市住宅課	意見177
③対象	255		○	対応困難	完了					建設部都市住宅課	意見178
(2) 条例	256		○	個別改善検討			措置済み	有り	完了	建設部都市住宅課	意見179

	指摘	意見	計
合計	37	179	216

●対応区分別集計

	H27年度下半期時点			→	H28年度上半期報告				全体（今回報告時点）		
	指摘	意見	対応の完了		指摘	意見	報告書の更新	対応の完了	指摘	意見	対応の完了
措置済み	22	72	94		2	11	13	13	24	83	107
個別改善検討	7	56			5	41	15		5	41	
全庁改善検討	6	29			5	28	4		5	28	
認識相違	1	14	15		1	3	4	4	2	17	19
対応困難	1	8	9		0	2	2	2	1	10	11
その他	0	0			0	0	0		0	0	
計	37	179	118		13	85	38	19	37	179	137

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		45 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 7
区分	大分類	主要施設の現況			
	中分類	水道			
	小分類	—			
所管部課		建設部水道課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>合併して一定年数が経っているにもかかわらず、料金体系が旧自治体区域ごとに大きく異なる上に、本来コストが高い旧大滝村の方が、料金が安いままである状況にある。早期に料金体系の統一化を図る必要があり、これは下水道についても同様である。</p> <p>また、簡易水道について、水道に統合し、地方公営企業法の適用を図っていく必要がある。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>上下水道の料金統一については、平成29年度に大滝区の上下水道料金を伊達の上下水道料金体系に改定する予定です。</p> <p>現時点では、伊達と大滝地区の上下水道の料金の格差が大きいため2年間の経過措置を設け、平成31年度に料金を統一する方向で進めています。</p> <p>簡易水道の地方公営企業法の適用については、平成30年度の実現に向けて事務を取り進めています。平成28年度及び29年度は、その準備期間として固定資産の調査及び実現に向けた諸問題を整理していきます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		63 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 9
区分	大分類	債権			
	中分類	債権管理			
	小分類	—			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>伊達市での使用料等の入金管理は、各課のシステムなどから算出された調定額をもとに納付書と収入原簿を作成し、会計課からの入金報告に基づき、収入原簿に収入年月日、収納等を記載し、ページ毎に月別入金額をメモ書きし、合計して毎月の入金額などの管理票を作成することを原則としている。</p> <p>会計処理される調定額と、収入額及びその差額である収入未済額の合計額と照合することで、手作業で行う入金消込額との整合性は検証できるが、収入件数の多い部署では、この事務処理手数が多大になっている。</p> <p>また、収納件数の多い部署では、計算から回収管理まで、独自の管理システムで行うことが多く、この場合は、システムにより収入原簿に代えることもできる。しかし、その場合も、入金情報を直接取り込める場合は限定されており、会計課からの入金情報を別途入力する必要がある。このため、事務手数が二重になるほか、入金を確認してから請求に入るため、請求事務に移るタイミングが遅れたり、入金の事実を把握できないまま、催告などを行う可能性も高くなる。</p> <p>収入原簿の入金消込が自動的に行われるような入金管理システム導入の検討が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input checked="" type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>使用料及び手数料に係る入金事務については、各部署で使われている既存の管理システムと財務会計システムとの一元化を含め検討していたところです。</p> <p>平成27年度に財務会計システムのシステムベンダーを変更したことから、新ベンダーや会計課とも協議をしましたところ、現状では既存の管理システムとの連携ができないとのことから、対応困難と考えます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		65 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 10
区分	大分類	債権			
	中分類	私債権の管理条例			
	小分類	—			
所管部課		建設部都市住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>私債権に関する条例制定 伊達市では、債権の項に記載したように、債権回収に関する協議会を設置し、市債権回収の徹底を図っているが、強制徴収権のある債権と、私債権の取り扱い異なる。私債権の管理、回収全般に関する条例制定につき、検討を行うことが望まれる。</p> <p>また、債権の処理には、実態についてなど、担当者の判断が必要な場合もあり、判断が担当者によって大きく異なること、また判断した根拠を示すことが求められる。この基準等を明確にした下位規定の策定が必要である。また、判断を伴う場合は、チェックリストなどの書式を作成し、これに記入のうえ承認を受けた上で処理を行い、書式は証拠書類とともに一定期間保管する、などの運営体制も整備する必要がある。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市の債権は、「強制徴収公債権」や「非強制徴収公債権」、「私債権」の3つに分類されます。</p> <p>地方税の滞納処分の例により債権処理が可能で、執行停止や不納欠損処分が容易な「強制徴収公債権」や、時効経過で債権自体が自動消滅する「非強制徴収公債権」とは異なり、私債権(住宅使用料・水道料金など)は、地方自治法の規定で債権放棄に対する市議会の議決が必要とされるなど手続きが他の債権に比べて厳格になっています。</p> <p>いずれの債権も根拠法令の違いはあれ、不納欠損処分は可能ですが、その判断をする上で重要な「調査権」が他の債権に比べ、私債権は脆弱です。</p> <p>今後は、滞納額(収入未済額)の圧縮に向けて、より一層滞納整理を強化する一方で、徴収困難な債権の取扱いについては、安易な債権放棄につながることはないよう、他市町村の状況も参考にしながら「債権管理条例」の制定に向けて検討を進めます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		74 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 2
区分	大分類	未収入金			
	中分類	道路占用料、河川及び堤防敷地使用料			
	小分類	管理状況			
所管部課		建設部建設課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>滞納者でも、滞納に対しては督促しても、翌年度に納付書を送付するのみで、継続して使用している者もあるが、伊達市では、伊達市道路占用規則第12条により、本来は占用を継続させるべきではない。その旨を示し、より厳格な徴収が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>道路占用料の滞納者の2件の内、1件については、名義変更及び廃止手続きを済ませ、27年度中に滞納分の占用料の支払いも済んでおります。</p> <p>また、1件については、本人が死亡しており、相続人がいないため、平成23年度分について、道路法73条第5項の規定に基づき平成28年度3月末に不納欠損処理を行います。</p> <p>河川及び堤防敷地占用料の滞納者の2件の内、1件については、本人の納付の意志があったことから、納付書を送付しましたが、納付がされないため、督促通知等の文書催告の他に、電話、訪問等での催告を随時実施し指導を行っています。</p> <p>また、継続して使用している1件については、他の税金等の支払いで金銭的余裕がないとのことなので、分割納付等で納付していただくよう交渉を行っています。</p> <p>なお、平成28年度からは、更新手続きを行っておりません。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		84 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 28
区分	大分類	外郭団体			
	中分類	株式会社伊達観光物産公社			
	小分類	計算書類			
所管部課		経済環境部商工観光課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>指定管理者である(株)伊達観光物産公社の設立と伊達市観光物産館の運営を市と一体の事業と考えると、指定管理者に利益が計上されることで税負担分の現金流出が生じることになる。</p> <p>株式会社で内部留保を行い、市の予算外での政策実施を計画している可能性もあるが、そのためには、まず、指定管理委託料なしで利益を上げてからでなければ、市の委託料支出が税として流出することになる。</p> <p>さらには、一般の企業であれば、店舗の賃借料を支払った上で利益を上げるものであり、市の施設の適正な使用料を支払ったのちの利益でなければ、株式会社が上げた利益と考えるべきではない。</p> <p>そう考えると、指定管理委託料は、精算型とすることを検討することが望まれる。その場合、前の期の利益を次年度に精算すると、株式会社の前の期の利益に対しては課税されるので、協定書の規定方法を検討する必要がある。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>(株)伊達観光物産公社が設立し、指定管理の1回目(5年間)の協定期間が平成29年3月末で完了しますが、決算状況により、収益が多く見込まれる場合は、決算前に指定管理料の変更契約(減額)を締結しています。</p> <p>(株)伊達観光物産公社の経営が安定している現時点では、この方法が合理的な精算方式であると考えことから、当面の間はこの方式を継続するものと考えています。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成28年3月31日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		84 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 29
区分	大分類	外郭団体			
	中分類	株式会社伊達観光物産公社			
	小分類	計算書類			
所管部課		経済環境部商工観光課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>平成24年12月に終了する第1期事業年度につき、予想よりも収益が上がったことから、(税引き後利益8,420千円)375千円の配当を実施している。配当額は多額とはいえないものの、出資額7,500千円に対する利回りは5%となる。予測よりも大幅に売上高が上がったために配当したものとは思われるが、前記のように、伊達市からの委託料を収益計上した上での利益である。民間にも投資を募ったことから、インセンティブの意味もあると思われるが、結果から見ると伊達市の委託料が流出している。慣習的にならないよう、留意することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>(株)伊達観光物産公社の設立以来、出資額に対する配当が行われていますが、決算状況により、収益が多く見込まれる場合は、指定管理料を変更契約(減額)した上で配当していることから、出資比率に応じて、配当を行うことは問題がないと考えます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成28年3月31日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		87 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 9
区分	大分類	外郭団体			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	運営			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>経理基準要綱によると、棚卸資産の評価方法について注記が求められている。開発用土地は、土地を開発して分譲する事業を行う事業者では、棚卸資産と考えるべきであり、「原価法に基づく個別法」等の評価方法についての記載が必要と思われる。</p>			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>平成27年度伊達市土地開発公社決算書より注記事項を設け、棚卸資産の評価方法を記載しました。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成28年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		92 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 36
区分	大分類	基金			
	中分類	管理状況			
	小分類	取崩し			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>寄附などを受けて目的をもたせ条例制定したものの、結果的に長期間何ら事業を実施していない基金も見られる。長期的な事業計画を策定し、設置目的を達成する見込みのない基金については、他の基金との統合や存続を含め検討することが望まれる。基金のうち、国の制度であるなどの理由により、基金への積み立てや取崩しが規定されているものを除き、3年間基金の目的事業実施のための取崩しのない基金は10であった。(一覧表太字)3年間などの期間を区切り、その間に事業がなかったものについては、基金の在り方を検討する、などのルール化が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>基金統合の指摘のあったものや長期間事業を実施していないものについて、他の基金との統合案を作成し、所管課とヒアリングを行います。スケジュールとしては、統合にかかる基金条例を12月定例会に上程し、平成29年度予算からは統合後の基金で予算編成を行います。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		99 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 41
区分	大分類	基金			
	中分類	個別の基金			
	小分類	伊達市福祉基金			
所管部課		健康福祉部高齢福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		事業の財源とするには少額である基金を基金として維持するのかわりに、他の基金との併合や、廃止も含めた検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		平成28年度内の統合・整理に向けて財政課と協議を行っています。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		99 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 42
区分	大分類	基金			
	中分類	個別の基金			
	小分類	養護老人ホーム福祉基金			
所管部課		健康福祉部高齢福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		寄附による基金であるが、事業の財源とするには少額である基金を基金として維持するののかについて、他の基金との併合や、廃止も含めた検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		平成28年度内の統合・整理に向けて財政課と協議を行っています。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		112 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 49
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	事例検討			
	小分類	契約			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		現状では、次表(略)③-Bのパターンに①-Bの契約書が使用されているものなどがある。ほとんどが無償での貸付けであることもあり、問題は発生していないが、イレギュラーな事項が発生した場合には、トラブルの要因となるため、整理が望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		普通財産の貸付にかかる契約書を見直し、土地(賃貸借・使用貸借)、建物(賃貸借・使用貸借)、土地建物(賃貸借・使用貸借)の6種類の標準契約書を作成しました。今後貸付を行うものから、全庁的に契約書を統一します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成28年8月25日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		115 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 12
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	個別の貸付			
	小分類	福社会館等			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>賃貸借契約書の様式がまちまちであり、あるものは、市の土地に建物を建設させる場合の使用貸借契約書が用いられ、あるものは、建物だけの賃借契約を行っている。担当部署では、管財を担当する部署の指示により契約書を作成することから、全庁的に賃貸契約の契約書様式の見直しが必要と思われる。</p>			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>普通財産の貸付にかかる契約書を見直し、土地(賃貸借・使用貸借)、建物(賃貸借・使用貸借)、土地建物(賃貸借・使用貸借)の6種類の標準契約書を作成しました。今後貸付を行うものから、全庁的に契約書を統一します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成28年8月25日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		135 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 76
区分	大分類	備品			
	中分類	検証手続			
	小分類	備品簿(意見E)			
所管部課		教育部学校教育課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>上記の簡便化を図っても、なお備品数は多く、手書きの備品簿により、現物まで管理することは困難と思われる。</p> <p>小中学校では、それぞれの担当者がエクセルやアクセスなどの市販のソフトウェアを用いて入力管理を試みている。</p> <p>これらは、担当者が個人的に作成しているため、担当者の異動により、引き継がれないことが多い。</p> <p>市として、ソフトウェアの様式を作成し、全庁的に使用することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>各校における備品の管理は、「伊達市立学校備品に係る事務処理要領」において備品カード(備品簿)によることとしており、エクセル等による管理よりも確実であると考えていることから、現時点でソフトウェアの様式作成については予定していません。</p> <p>なお、平成26年9月3日開催の伊達市教育研究会事務部会において、備品管理に係る事務処理方法については各校の事務職員において若干の相違はあるものの、紙媒体による管理方法が事務処理上の煩雑さが少ないと考えられること、また、データ管理とする場合は、移行期間を十分に確保することが必要となることから、当面は従前どおり紙媒体による管理方法を継続することが適当であるとの協議結果が得られ、当課としても学校現場の意見を尊重することとしたところですが、平成28年3月、財政課から今後の備品管理について通知があり、伊達市における備品管理方法がデータ管理に変更されたことから、学校備品においても、再度、データ管理に向けて学校現場と協議を進め、平成28年度中に今後の考え方を整理することとします。</p> <p>また、ご指摘(意見)にある「担当者の異動により、引き継がれないことが多い」ことについては、備品管理のみならず全ての業務に関して重要であることから、異動に伴う事務引継ぎの徹底については、特に年度末を控えた時期の校長会等において指導することとします。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について				
結果報告書の該当ページ等		136	ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No.	80
区分	大分類	備品					
	中分類	検証手続					
	小分類	重要備品					
所管部課		企画財政部財政課					
指摘事項 又は意見の内容		各課では、報告のために、重要物品リストを作成し、合計の数量を報告していると思われる。数量の増減だけではなく、重要物品の名称を記載したリストに期末日等での照合チェックを添えて徴収することにより、現物と照合していることもあわせて確認することが望まれる。					
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討			
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()			
措置等対応の内容		重要物品については、所管課において毎年度照合を行うものとし、その年度の重要物品の増減の報告を財政課契約管財係に提出するものとなりました(27年度末時点での照合確認を終えました。)					
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成28年8月26日					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ	25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の 該当ページ等	150 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 92
区分	大分類	施設		
	中分類	個別の施設		
	小分類	職員住宅・教職員住宅		
所管部課	総務部職員法制課、教育部学校教育課			
指摘事項 又は意見の内容	<p>使用不可の建物は、予算がつく都度取り壊しているとのことであるが、放火などによる火災等の危険もあることから、なるべく早急に撤去することが望まれる。現地を確認したところ、窓を板打ちするなどして、侵入しにくくしている住宅と、単に施錠されているだけの住宅がある。防犯という点からも、市の住宅に侵入可能な状況となっていることは好ましくない。早急な取り壊しを前提としつつも、侵入防止対策を早急に行うことが望まれる。</p>			
措置等の対応区分	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
	<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応 の内容	<p>職員法制課所管の職員住宅のうち、早急に取り壊しできない建物は、平成26年度中に窓等の板打ちを実施し侵入防止策を講じました。 また、平成27年度には、職員住宅2棟の取り壊しを行いました。今後も使用不可とした建物については順次取り壊しに向け予算要求していきます。 学校教育課所管の教職員住宅のうち入居不可住宅については、平成26年度に、8棟24戸について窓等の板打ちを実施し侵入防止対策を講じました。今後も使用不可とした建物については侵入防止対策を行うとともに、順次取り壊しに向け予算要求していきます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)	平成28年3月31日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		150 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 93
区分	大分類	施設			
	中分類	個別の施設			
	小分類	職員住宅・教職員住宅			
所管部課		総務部職員法制課、教育部学校教育課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>教職員住宅は教育委員会、職員住宅は市長部局で管理されている。それぞれに維持すべき戸数と場所を決めることになるが、教職員住宅と職員住宅が隣接している住宅もあり、廃止した後の利用可能性、処分可能性も考慮して、教職員住宅、職員住宅を併せて全体の配置を決定することが望まれる。</p> <p>また、別記漁業施設として転用された職員住宅についても、長期間遊休となっており老朽化し、今後使用する見込みもないので、併せて検討することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>職員法制課所管の職員住宅については、伊達市行政改革大綱2011実施計画において舟岡地区への集約を図ることとしています。</p> <p>また、集約化対象外の住宅については、他の事業との関連や現入居者が退去した時点で取り壊しや侵入防止策のための予算要求を予定しています。</p> <p>学校教育課所管の教職員住宅のうち、学校に隣接する管理職住宅については、原則として学校管理職の一方が入居するというあり方について整理を行い、一般教職員も入居可とする取り扱いに改めました。今後は教職員住宅全体について市街、大滝区それぞれの過去数年の入居率等を把握し、適切な配置や集約に向け、教職員住宅の在り方について方針等の作成を進めます。</p> <p>漁業施設として転用された職員住宅については、平成28年度中に取り壊しを予定しております。</p> <p>なお、隣接している職員住宅と教職員住宅については、所管する職員法制課と学校教育課で協議しながら住宅のあり方を検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		150 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 94
区分	大分類	施設			
	中分類	個別の施設			
	小分類	職員住宅・教職員住宅			
所管部課		職員法制課職員係			
指摘事項 又は意見の内容		<p>異動の少ない職員住宅では、居住が長期化する可能性もあり、その場合、一般市民との公平感に問題が生じることとなる。市では、使用料計算方法の改定を予定しているとのことであるが、それにあたっては、例えば長期間居住すると、民間住宅相当の使用料を課すなど、居住が長期化しにくく、また長期化した場合に一般市民との間の公平性に考慮した内容を盛り込むことにつき、検討が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>職員住宅については、舟岡地区への集約を図り、職員住宅として一定程度継続していく方針であることから、年次計画により修繕を行っていくこととしています。 このため、修繕に係る維持管理費の負担や民間との公平性を考慮した住宅使用料改定や入居にあたっての選考基準、入居年数の設定などの規定についても見直しを実施(平成28年4月施行)したところです。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成28年3月25日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		154 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 98
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	墓地			
所管部課		経済環境部環境衛生課			
指摘事項 又は意見の内容		伊達市では、土地が潤沢なため、都市部のように、墓地不足からこのような管理されない墓地を撤去する必要はないとはいえ、霊園について、祭祀されない状況を把握した場合は、その旨と状況、年月日を、墓地台帳に記載することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		平成27年度において、伊達市霊園(旧幌美内墓地を除く。)における使用者の状況調査を行っていますが、調査における処理要領にて、使用者の戸籍等調査が不可能となった場合や墓碑が祭祀されない状況を把握した場合などには、墓地台帳へ記載することとしています。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成28年3月31日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		158 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 102
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	火葬場			
所管部課		経済環境部環境衛生課			
指摘事項 又は意見の内容		伊達市内に対応可能な業者は1者とのことであり、故障時には緊急の対応も必要となる。更新の計画が未定であることから、まめなメンテナンスにより長持ちさせなければならない施設であり、内容を精査のうえ随意契約によることとするか、必要な修繕をまとめて行い、契約金額を大きくして指名業者数を増やすことなどにより、競争性を高めるかの検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		修繕内容を精査のうえ、適宜、随意契約によることとしております。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成28年3月31日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		168 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 28
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	伊達市養護老人ホーム(潮香園)			
所管部課		健康福祉部高齢福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>近年人件費積立の取崩しで支出超過を補っていることは、過去の委託料は内部に留保されていたことを意味する。委託料は、上限を決めた精算型にする施設も見られるが、当施設は、人件費積立金の水準を次の委託料に反映させることにより、精算型に近い形になっているが、透明性の点では好ましくない処理である。 むしろ、精算型にすることが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>ご指摘の点は真摯に受け止めますが、単年度精算方式では指定管理者の経営努力や改善成果を指定管理料に反映することができず、意欲を持って業務を行うことに支障が生じる可能性もあることから、現状の委託方式によることが妥当であると判断します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成28年8月26日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		168 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 111
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	伊達市養護老人ホーム(潮香園)			
所管部課		健康福祉部高齢福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		職員の退職金について、一部は内部積立になっている。年度毎の必要額は、その年に発生した経費であるので、全額を外部積立にするか、年度毎の増加額を引き当てなければ、年度収支の額が正確に表されない。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		平成27年度からは、退職金の内部積立は行わず、必要経費は年度収支で明確に示しています。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成28年3月31日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ	25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等	179 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 122
区分	大分類	施設		
	中分類	公の施設		
	小分類	市民農園		
所管部課	経済環境部農務課			
指摘事項 又は意見の内容	<p>農業従事者以外の市民に対し、自然に親しみ、農業に理解をもってもらうことで、農業振興を図る施設とされている。しかし、隣接する農場と比較すると明確であるが、自然と親しむ効用はあるとしても、農機を使い、大規模に展開される伊達市の専業農家と家庭菜園的な小規模農園は性格が異なり、農業の振興という当初目的に対しての効果は疑問であるが、引きこもり防止や健康増進という目的も持つ。</p> <p>区画の使用料に対し、管理者が常駐し、十分な対応を行っていることから、利用が促進されていると思われるが、管理にかかる歳出1区画あたり18千円に対し、徴収する使用料年額5千円の水準は低い。管理の歳出の大部分は、管理者の人件費である。これは、単価が高いというものではなく、市が十分な管理に必要な日数と考えて常駐にすることによるものであるが、毎日ではなく、曜日などによる管理でも、さほど利便性は減少しないようにも思われ、また、利用者の状況を見ると、たとえば倍程度に上げたとしても、利用はさほど減少しないように思われる。これらによる管理コストの減少額、利用料の増加額も多額なものではないが、抽選により、利用できない市民がいること、また、利用する市民の数が100名までと市民数と圧倒的に少数であることを考えると、公平性の点からは、利用者アンケートなどを実施したうえで、管理レベルの低減、使用料の増額、あるいは農園區画の増加などの検討が望まれる。</p> <p>また、当選しつつ、ほとんど来園しない市民に対しては、次回の応募を受け付けられないなど、年度の途中でも使用を取り消すなどの対応が望まれる。伊達市市民農園条例第7条第7号に、「市民農園の管理運営上支障があると認められるとき」には、「使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる」とされており、申込み受付時等に、例えば正当な理由がなく、2か月以上来園しない場合や、使用区画の半分以上を菜園に供さない場合などの条件を付し、その場合には、「その年度の使用を取り消すことがあります。その場合、翌年度の応募は受け付けません。」などの記載を行ったうえで、使用取り消しの手続きを定めることが望まれる。</p>			
措置等の対応区分	<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
	<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容	<p>市民農園が農業振興を目指すための施設ではないことはご指摘のとおりで、現在は高齢者の健康増進、引きこもり防止といったことが主な目的です。従って、黒字を目指すべき施設ではなく、一定程度の行政負担はやむを得ないと考えます。</p> <p>ただし、ご指摘のあった「適切な管理日数」については、平成27年度から見直しを行い、経費削減の取組を行った結果、利用者からは様々な意見がありましたが、理由を説明するなどの対応を行っています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、市内民間事業者の水準を参考にすることで使用料金の値上げ実施するため、平成28年度中に条例改正等を行い、平成29年度から新使用料を適用する予定です。</p> <p>後段については、平成28年度申込受付時にご意見の内容の記載を検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)				

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		191 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 130
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	伊達市観光物産館			
所管部課		経済環境部商工観光課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>外郭団体の項に記載したように、一般企業と異なり、店舗運営費等は負担せず、委託料から外郭団体の利益が発生している。</p> <p>市費を投じて運営される施設であるが、産業振興施設であることから、運営者、出品者のインセンティブを持たせることも重要であり、今後もそのバランスが崩れないよう、運営状況の変化に留意することが望まれる。</p> <p>また、民間に類似する事業を行っていることから、店舗の作業に従事する外郭団体職員については接客や食品管理などの適切な研修が必要であるとともに、利用者からの苦情等は、市でも把握し、指定管理者が適切に対応しているか、確認する必要がある。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>指定管理料の算定にあたっては、観光物産館と黎明観の運営管理に係る経費だけを対象に算出し、かつ施設賃借料など店舗運営費に相当する額を指定管理者負担金として控除しています。また、商品仕入れ・販売等の営業に係る経費は一切指定管理料に含んでおらず、産業振興施設として営業面でのインセンティブは適正に保たれていると考えます。</p> <p>職員研修は、接客マナー研修や食品衛生管理に関する研修等に職員を適宜参加させておりますが、今後も積極的に実施するとともに、苦情等についても軽微な案件を除き、適切に報告を行うよう随時指導しております。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成28年3月31日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		194 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 131
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	コミュニティセンター			
所管部課		総務部総務課			
指摘事項 又は意見の内容		世帯数が少ない地域のコミュニティセンターでは、施設の利用度が低くなっている。自主的な地域活動の他に、福祉などの目的を付加することについても検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>コミュニティセンターは、その設置目的として、文化及び教養の向上、福祉の増進並びにコミュニティ活動の助長を掲げており、これらを目的とした利用については減免の規定を設けてその促進を図っています。</p> <p>また、各指定管理者においては、自主事業として各地区の自治会や社会福祉協議会等と連携し地域福祉活動を行っています。</p> <p>平成28年1月より、健康増進に向けた介護予防プログラムの一環としての健康カラオケが有珠と黄金地区のコミュニティセンターで実施されております。</p> <p>今後は介護保険法の改正に伴う生活支援体制整備事業における地域の集いの場としての役割も大きく期待されております。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成28年8月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		197 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 134
区分	大分類	施設			
	中分類	大滝の施設			
	小分類	大滝ケーブルテレビ(公の施設)			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		過去の放送のテープが棚いっぱいにならされているが、在庫表は作成されていない。自主制作放送には、友好都市からの派遣職員による英会話の番組など、他にも利用可能なものもある。在庫表を作成のうえ、市の資産として活用できるものはないか、について検討することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		過去放送したテープは、進行表を作成し年度別にファイリングしており、テープケースには収録日と内容がわかるように記載しています。市の資産としての活用につきましては、内容を精査し肖像権等の問題のないものについて、伊達観光協会のホームページや宿泊施設等の観光インフォメーションブースで動画の配信を行っています。在庫表は現在作成中です。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		205 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 140
区分	大分類	施設			
	中分類	遊休施設			
	小分類	森林せせらぎ館(公の施設)			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		ライフサイクルコストを考えた維持管理費用を計算し、取り壊し費用と比較するなど、取り壊しという選択肢も含めて維持管理方法を検討することが望まれる。今後は、検討過程を文書化し、決定根拠を説明可能な状態にする必要がある。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		関係団体と施設周辺の利用について意見交換を行っており、その結果を踏まえて対応します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		220 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 147
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	市営住宅の運営			
	小分類	相談・苦情(伊達地区)			
所管部課		建設部都市住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>営繕メモの件数では、営繕は、水回りや戸の開け閉めがしづらいなど、軽微な修繕が多く、市はこれに対応している。市が設置したものは、市が直すことが原則と考えられているが、伊達市営住宅管理条例第20条に、軽微な修繕、構造上重要でない部分の修繕については、市の負担とする修繕から除外されている。軽微な修繕は、民間の賃貸住宅でも入居者負担とされることが多い。市が対応するべきである範囲を再考し、事例を挙げて居住者に周知するなどの検討が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では現在、他市町村の例などを参考に、修繕費用の負担区分の再検討を進めています。 今後は、住宅設備に修繕が必要になった場合の費用負担区分などを具体的に解説した「(仮称)入居者のしおり」を平成28年度中に作成、全入居者に配布し周知・徹底を図ります。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		222 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 37
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	市営住宅の運営			
	小分類	居住者に提出を求める書類			
所管部課		建設部都市住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>入退去時には、所定の文書が提出されなければ、入退去が認められないため、市は、必要書類を必ず入手する。しかし、入居年数が数十年を超えるような入居者については、入居時の文書も完全には保管されておらず、請書も更新されていない。</p> <p>また、家賃計算を毎年行うため、所得情報は毎年入手しているが、その他について、入居者や保証人の異動、住宅への加工など、必ずしも届出が行われず、また、届け出されないことが常態となり、届出が不要であるという意識を持っている居住者も多いと思われる。承継入居に関する届出が保管されていない者については、居住する権利があることが証明できない。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>ご指摘のとおり、昭和50年から60年代の市営住宅入居者の文書が一部保管されておらず、また、請書に記載された連帯保証人が既に死亡しているものの更新されていないなどで不適切な事例があることから、所要の見直しを順次進めます。</p> <p>また、本市では、今後市営住宅入居後に必要な手続きや禁止事項、また、住宅設備に修繕が必要になった場合の費用負担区分などを具体的に解説した「(仮称)入居者のしおり」を平成28年度中に作成、全入居者に配布し周知・徹底を図ります。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		222 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 150
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	市営住宅の運営			
	小分類	居住者に提出を求める書類			
所管部課		建設部都市住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>入居者の異動など、届出を必要とする事項を周知し、届出が行われなかったことが発見されたときには、厳しく対処し、漏れなく提出されるよう、管理者である市も含め、関係者の意識改革を行う必要がある。</p> <p>特に、使用者の死亡により承継入居を行う場合に、同居していた居住者の異動届が提出されていない場合には、承継を認めないなど、厳しい対応が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では、今後市営住宅入居後に必要な手続きや禁止事項、また、住宅設備に修繕が必要になった場合の費用負担区分などを具体的に解説した「(仮称)入居者のしおり」を平成28年度中に作成、全入居者に配布し周知・徹底を図ります。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		226 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 153
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	契約事務			
	小分類	修繕			
所管部課		建設部都市住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>入札・見積り合わせに関して、次の事項につき検討が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名する業者の選定過程をルール化し、記録を残すこと。 ・名簿に登録されている多数の業者から、入札や見積り合わせに参加させる業者を選定する過程は明確に定められていない。指名する業者の選定理由を記載し、承認を得たうえで入札や見積り合わせを行うことが望まれる。 ・発注の単位に対して、入札や見積り合わせを行う前に、発注する単位についても承認する制度を設けること。 <p>屋根の修繕や、防水工事などのひとかたまりの工事は、発注を分割することにより、金額の調整が可能である。例えば、分割することで随意契約が可能な130万円以下になることがある。</p> <p>標準的な設計価格の算出方法によると、事務手数料には定額部分があることなどから、工事を分割すると設計価格の合計額は上がることが多い。分割可能な工事について、工事規模が適当か、について設計部門の考えを記入し、承認する制度とすることが望まれる。</p> <p>また、同じあるいは近隣の団地内の別の住居の内装工事を同時期に行うような場合、工事を併せて発注することで、工事効率は上がると思われる。新規入居の抽選に合わせて内部改装を発注しているのが、見積り合わせが同日あるいは近い日に複数行われているが、入居抽選に出される部屋の予定から工事発注の予定も作成できる。ある程度の工事は、まとめて契約することは可能と思われる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input checked="" type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>市営住宅の修繕は、発注金額が少額かつ不定期での依頼になりがちなため、民間事業者がその受注を敬遠する傾向にあり、緊急を要する場合であっても、その対応にあたる事業者の確保に本市が苦慮する現状があります。</p> <p>そのため、事業者数が多い大都市とは異なり、事業者数が少ない本市の場合は必然的に受注する事業者が限定され、競争性が働きづらく契約金額が高止まりする結果につながっています。</p> <p>検討の結果、前述にあるとおり市営住宅の修繕は緊急を要するケースが多く、早急に対応しなければならないため、入札・見積り合わせ事務は対応が困難であると考えます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		228 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 154
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	入居			
	小分類	入居資格			
所管部課		建設部都市住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		緊急に住宅困窮者を收容する場合の救済制度を設けたうえで、第6条、第7条につき、市税の滞納や、可能であれば国民健康保険料及び上下水道・保育所などの市の使用料につき、一定期間以上滞納している者については、入居資格を認めないことを基本とするような条例の改正を検討することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		市営住宅入居者は、伊達市営住宅管理条例施行規則第4条の規定に基づき、「市税の滞納がないことを証する書類」を提出しなければならないため、国民健康保険税を含む市税の滞納者は事実上、市営住宅には入居できないことになっています。 また、伊達市営住宅管理条例第6条に、「市町村税及び使用料その他の徴収金を滞納していないこと」を入居資格条件に加え、使用料についても滞納がある場合は、入居できないこととしました。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成28年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		233 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 157
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	入居			
	小分類	抽選手続の検討(入居方法)			
所管部課		建設部都市住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>修繕の項でも記載しているが、伊達地区では、空き室修繕を修繕業者と市の職員により修繕箇所を決定しており、民間住宅の水準まで行われているため、1戸当たりの修繕費が高い。これに比べ大滝区では、基本的に破損している部分の修繕と置替えだけを行い、新規入居者の見学の際に、特に気になる部分につき、妥当と考えた場合追加して修繕を行っている。大滝区の平均居住期間が短いことも理由の一つではあるが、伊達地区と大滝区では、1戸当たりの修繕金額に10倍以上の差が出ている。</p> <p>基本的に福祉である住宅セーフティネットという公営住宅の性格を考えると、空室修繕を新築同様になるまで実施する必要があるか疑問であり、大滝区の方法に統一することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>大滝区の市営住宅は、大滝区内の福祉施設職員の入居が多く、短期間の入居が中心で、修繕が比較的少ない傾向にあります。</p> <p>一方、伊達地区の市営住宅は、一般市民の長期間の入居が多いため、この違いが修繕費の乖離につながっていることはご指摘のとおりです。</p> <p>現在は、判断が難しい場合は伊達地区の担当者が現場を確認して判断したり、伊達地区と大滝区の担当者が密に連絡を取り判断しており、地区で差異が出ないように進めています。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成28年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		236 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 163
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	入居			
	小分類	入居手続き			
所管部課		建設部都市住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		入居のしおりは、改定の要否を3年ごと等、定期的に検討することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		本市では、今後市営住宅入居後に必要な手続きや禁止事項、また、住宅設備に修繕が必要になった場合の費用負担区分などを具体的に解説した「(仮称)入居者のしおり」を平成28年度中に作成、全入居者に配布し、必要に応じて適宜見直しを図ります。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		236 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 164
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	入居			
	小分類	入居手続き			
所管部課		建設部都市住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>入居者が常時閲覧可能にするために、各住宅に掲示したり、ホームページでも確認できる状態にするるとともに、コストとの兼ね合いは考慮するとしても、長期間居住する居住者に対して再交付することについて、検討が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では、今後市営住宅入居後に必要な手続きや禁止事項、また、住宅設備に修繕が必要になった場合の費用負担区分などを具体的に解説した「(仮称)入居者のしおり」を平成28年度中に作成、全入居者に配布します。 また、その内容は、ホームページ上での公開を予定しています。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		240 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 168
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	退去			
	小分類	市からの明渡し請求による退去			
所管部課		建設部都市住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>退去を求めることのできる規定のうち、ロの家賃滞納については、収納手続の厳格化に伴い、退去も含め対応されているが、その他の項目については、退去を検討した記録はない。</p> <p>台帳に綴られている相談メモを見ると、犬を複数飼育している、ベランダで虫を大量発生させた、など、ホの退去要因として検討されるべきであったと思われる記載もある。</p> <p>へ、ニ、トについては、市は現状を把握しようとしておらず、これによる退去を検討する段階にもない。これらが退去原因になる禁止事項であることをまず周知し、現状を把握することが望まれる。</p> <p>【注釈】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロ 家賃を3か月以上滞納したとき。 ・ニ 正当な事由によらないで15 日以上市営住宅を使用しないとき。 ・ホ 公営住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しない ・へ 市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき 市長の承認を得ず、住宅以外の用途に供したとき 市長の承認を得ず、模様替え又は増築したとき ・ト 市公営住宅の市長の承認を得ずに入居の際に同居した親族以外の者を同居させたとき 			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では、平成26年4月に「市営住宅等迷惑行為等措置要綱」を策定し、最悪の場合、市営住宅の明け渡しを求めるなど、問題行動を起こす対象者への対応を強化し、ご指摘の「ホ」の内容に該当するものは、適切に対応しています。</p> <p>また、「ニ」「へ」「ト」の内容については、市営住宅入居後の手続きや禁止事項、また、住宅設備に修繕が必要な場合の費用の負担区分などを解説した「(仮称)入居者のしおり」を平成28年度中に作成、全入居者に配布するなど周知・徹底を図ります。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		246 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 171
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	家賃(住宅使用料)			
	小分類	利便性係数			
所管部課		建設部都市住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>不動産鑑定評価基準の規定に沿って固定資産税評価額が定められることから、利便性係数に地価を用いる自治体は多いが、地価は他の係数でも考慮されており、計算要素が重複する。</p> <p>利便性係数は、地域の実情等を適切に反映することにウエイトが置かれると判断するべきであろう。</p> <p>伊達市では、もともと1を上限とし、四つの項目ごとに定めた数値を1から引く計算方法をとるのであるが、最高地価地点と該当住宅を比較することで、相当便利な住宅でも家賃が安くなる計算方法になっている。</p> <p>地価などの条件を勘案して計算された使用料に対し、全ての住宅が1よりも低くなる計算方法は過度に使用料が安く計算される方法と言えるのではないかと考えます。</p> <p>利便性係数の計算方法についての再考が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>平成29年度から住宅使用料の見直しを予定しており、その中で「利便性係数」の設定については、従来の固定資産税評価額を用いるのではなく、周辺の利便施設の状況等を考慮し設定することで、過度に住宅使用料が安くないよう検討しています。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		254 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 176
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	滞納家賃徴収事務			
	小分類	—			
所管部課		建設部都市住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>時効にかかる債権についても請求を行い、これに対して時効を主張する、という文書 を入手したうえで不納欠損処理することが望まれる。 また、市の有する債権全般に関してその性格を区分したうえで、私債権の債権放棄 の要件も定めた条例制定の検討が望まれる。(債権の項65P に記載)</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では、住宅使用料や駐車場使用料等については、これまで「非強制徴収公債権」の位置付けで整理してきましたが、ご意見や過去の判例などを踏まえ、現在は「私債権」の位置付けに改めています。 そのため、不納欠損処理は、①時効の援用(民法第145条)、②債務免除(地方自治法施行令第171条の7)、③債権放棄(地方自治法施行令第96条第1項第10号)の3つの理由に基づく処理に区分され、①については、時効の援用を主張する旨の文書が必要になることから、ご意見のとおり事務手続きを進めます。 また、今後本市が不納欠損処理を進めるにあたり、市議会に対して③債権放棄の提案をすることが基本になると予想されますが、どのような要件を満たす債権をその対象とするか慎重に検討し、安易な債権放棄につながることはないよう、他市町村の状況も参考にしながら「債権管理条例」の制定に向けて検討を進めます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		256 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 179
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	敷金・保証金			
	小分類	—			
所管部課		建設部都市住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		年度ごとに照合することをルール化し、差異がある場合は、その理由を分析し、必要な修正を行い、照合結果を報告する制度とするべきである。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		平成28年4月から歳入歳出外会計の敷金は、「伊達市営住宅敷金基金」を設置し管理する方法に改めており、適切な敷金の管理に努めます。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成28年4月1日			